

第五章 管理
第二節 役員

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第九十四条の二 法第三十四条の四第一項第二号（法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の八第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

第二百十六条の二の六 法第二百一条の六第一項第四号イの農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第二百十六条の二の七 (略)

(指定申請書の添付書類)

第二百十六条の五 (略)

2 (略)

3 法第二百一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 四 (略)

五 役員が法第二百一条の六第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六 九 (略)

附 則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条、第五条及び第七条から第九条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○経済産業省令第三十八号

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日

特許法施行規則等の一部を改正する省令

(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
様式第11（第9条の2関係） 〔略〕 〔備考〕 1 ～ 3 (略) 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び23から26まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考6、7、9及び10と同様とする。 この場合において、様式第9の備考9中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。	様式第11（第9条の2関係） 〔略〕 〔備考〕 1 ～ 3 (略) 4 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び23から26まで、様式第4の備考1、2及び5並びに様式第9の備考6、7、9及び10と同様とする。 この場合において、様式第9の備考9中「代理人の選任若しくは変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅」とあるのは「代理人に選任されたこと又は代理権が消滅したこと」と読み替えるものとする。

第五章 管理
第二節 役員

(新設)

(新設)

第二百十六条の二の六 (略)

(指定申請書の添付書類)

第二百十六条の五 (略)

2 (略)

3 法第二百一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 四 (略)

五 役員が法第二百一条の六第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六 九 (略)

経済産業大臣 菅原 一秀